

山梨県公報

第二千八十一号

平成二十二年
十月十八日

月 曜 日

目次

告示

道路の供用開始(二件)……………六〇一

公告

随意契約の相手方の決定について……………六〇一

告示

山梨県告示第三百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年十一月八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年十月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	高下鯉沢線	南巨摩郡富士川町小室字小田沢 一三二五番地先から 南巨摩郡富士川町小室字廣表二 四三八番の一地先まで	二九四・〇	平成二十二年十月二十七日

山梨県告示第三百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年十一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	台ヶ原長坂線	北杜市白州町大字台ヶ原字中台 二三一〇番の一九地先から 北杜市白州町大字台ヶ原字大久 保六六九番地先まで	一九五・〇	平成二十二年十月二十二日

公告

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十二年十月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
山梨県山地災害情報システム詳細設計及びシステム構築業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県森林環境部治山林道課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十二年九月二十七日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
応用地質株式会社 埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目六十一番五号
- 五 契約金額
四千二百六十八万二千五百円
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番